

健診を受けた後は『特定保健指導』！ ～必要な方にご案内を差し上げています～

健診の目的は、生活習慣病予防の徹底です。

健診



特定保健指導

保健師・管理栄養士がサポートします！

特定保健指導は健診時にご案内があります！

健診当日に受けることができなかった場合、事業所を通じて特定保健指導の対象の方をお知らせします。面談は、対面以外にオンラインで受けることもできます。
※健診当日に特定保健指導が可能な健診機関は、協会けんぽ長崎支部ホームページをご確認ください。

事業主の
皆さまへ

従業員の皆さまの健康のために
特定保健指導を受けていただくよう、
積極的なお声掛けをお願いいたします。



整骨院・接骨院で施術を受ける場合 健康保険の対象かどうかご確認ください

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受ける場合、健康保険の対象になる場合とならない場合があります。健康保険の対象とならない場合に健康保険を使用されたときは、その治療費の全額、または一部を負担していただくことがあります。

健康保険の対象になる場合

- ・外傷性(※)が明らかな打撲・捻挫・挫傷(肉離れ等)
- ・応急手当などやむを得ない場合の骨折・脱臼
(応急処置後の施術は医師の同意が必要です)

(※) 外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れ、外力によって身体の組織が損傷を受けた状態であり、慢性に至っていないものであることです。

健康保険の対象にならない場合

- ・単なる肩こりや筋肉疲労
- ・病気(神経痛・リウマチ・五十肩など)からくる痛み・こり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

健康保険を使用し、整骨院・接骨院にかかる場合の注意事項

- ① 負傷の原因を正しく伝える。
- ② 領収証をもらい、大切に保管する。
- ③ 療養費支給申請書は、内容を確認し必ず自分で署名する。
- ④ 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受ける。

歯とお口の健康情報

毎年6月4日～10日は歯と口の健康週間

◎定期歯科健診を受けましょう

日本では「歯が痛くなってから歯医者に行く」という方がまだまだ多いのが現状です。しかし、症状が出たときにはすでに進行していることがほとんど。
だからこそ「痛くなる前に」歯科健診を受けることがとても大切なのです。

◎定期健診でわかること

- ・むし歯や歯周病の早期発見
- ・かみ合わせや詰め物の状態チェック
- ・口腔がんの早期発見
- ・全身疾患との関連チェック



歯周病は糖尿病、心疾患、認知症などとも深く関係していることがわかっています。お口の健康は、全身の健康にも直結しています。

◎健診を受けるタイミングとポイント

基本的には3～6ヶ月に一度の健診をおすすめしています。

◇健診では、以下のような内容を行います。

- ・エックス線写真検査による見えない部分の確認
- ・歯周ポケット検査で歯ぐきの健康チェック
- ・かみ合わせや詰め物・被せ物の確認
- ・クリーニングと生活指導



健康な体を維持するためには、まずお口の健康から。
定期的な歯科健診は、大きな安心につながります。
しばらく歯科医院に行っていない方も、まずは気軽にご相談ください。

(資料提供：一般社団法人 長崎県歯科医師会)

